

児童扶養手当 特別児童扶養手当の制度について

【児童扶養手当】

- 対象者 次のいずれかに該当する子供を養育している父母又は養育者
※子供とは、18歳になった年の年度末（3月31日）まで（一定の障害のある場合は20歳未満まで）です。
- ・父母が婚姻を解消した子供
 - ・父又は母が死亡した子供
 - ・父又は母に一定の障害がある子供
 - ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子供
- 手当の金額 手当は年に6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）、支払月の前月までの2か月分ずつ支払われます。

<支給額>

子供の人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	46,690円	46,680円～11,010円
2人目以降加算額（1人につき）	11,030円	11,020円～5,520円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給に制限があります。

【特別児童扶養手当】

- 対象者 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を養育している父母又は養育者
- 手当の金額 手当は1年に3回（4月、8月、11月）、支払月の前月までの4か月分ずつ支払われます。
- <支給額>

障害の状態	月額（1人につき）
1級（重度）	56,800円
2級（中度）	37,830円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。



児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受けている方は『現況届』、特別児童扶養手当を受けている方は『所得状況届』を毎年8月に提出する必要があります。これらの提出がない場合、11月以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

手続き方法

認定を受けている方には、7月下旬に書類を送付します。必要書類をご準備いただき、役場担当窓口へご提出下さい。

提出期日

特別児童扶養手当 …… 8月12日(火)～9月11日(木)

児童扶養手当 …… 8月1日(金)～29日(金)

※受付時間 … 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134

带状疱疹定期予防接種について

带状疱疹定期予防接種受託医療機関として、下記の医療機関が追加となりましたのでお知らせいたします。

医療機関名	住 所	電話番号
倉林医院	長瀬町大字長瀬1355番地2	66・0387

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111